

資料

■ 営農モデル

営農モデルの設定にあたっては、以下に示す年間農業所得及び年間労働時間を基準として設定します。

年間農業所得	主たる農業者一人あたりの年間農業所得を 320 万円程度に設定します。
年間労働時間	主たる農業者一人あたりの年間労働時間を 2,000 時間程度に設定します。

〔個別経営体〕

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
さとうきび	<作付面積等> さとうきび 1,020a <経営面積> 1,020 a	<資本装備> 機械化一貫作業体系 ・ 農用自動車 軽 660cc ・ トラクター (42 p s 以上) ・ ロータリー 160cm ・ プラウ 18 インチ ・ 動力噴霧器セット 4ps ディーゼル ・ ブルトラ (15ps) ・ ブルトラ用散布機 <その他> ・ さとうきびの収穫及び植付け等の一部について、外部への委託	・ 複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る ・ 青色申告の実施	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
さとうきび ＋ 肉用牛	<作付面積等> さとうきび 330a 草 地 240a <飼 養 頭 数> 成雌牛 18 頭 <経営面積> 570 a	<資本装備> ・農用車（1 t） ・耕転機 ・動力噴霧機 ・草刈り機 ・カッター ・牧草モアー ・牛舎（234 m²） ・堆肥舎（37.8 m²） <その他> ・さとうきびの収穫作業及び植付け等の一部について、外部への委託	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・ヘルパー制度の実施
さとうきび ＋ 葉タバコ	<作付面積等> さとうきび 600a 葉タバコ 90a <経営面積> 690a	<資本装備> ・農用車（軽） ・動力噴霧器 ・トラクター ・ロータリー ・バケット・フォーク ・畝立マルチ ・堆肥散布機 ・自走式移植機 ・A P－1 ・貯蔵庫用クーラー ・肩掛け式噴霧器 <その他> ・さとうきびの収穫作業及び植付け等の一部については、外部へ委託	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
葉タバコ	<作付面積等> 葉タバコ 240a <経営面積> 240a	<資本装備> ・ 農用自動車（軽） 660cc ・ トラクター 42ps ・ ロータリー 160cm ・ 動力噴霧器セット 42ps ・ バケット・フォーク ・ 畝立てマルチ ・ 堆肥散布機 ・ 自走式移植機 ・ A P - 1 ・ 貯蔵庫用クーラー ・ 肩掛け式噴霧機	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・ 青色申告の実施	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
野菜	<作付面積等> インゲン 50a ゴーヤー 50a <経営面積> 100a	<資本装備> ・ 農用自動車（軽） 660cc ・ 耕耘機 9.5ps ・ 管理機（5ps ガソリン） ・ 動力噴霧器セット 4ps ・ 汲水ポンプ 3.5ps <その他> ・ 冬春期のインゲン後、夏場ゴーヤーとし、周年栽培とする。 ・ 農繁期における労働時間の延長と雇用労働力の確保	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・ 青色申告の実施	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
	<作付面積等> インゲン 40a オクラ 40a <経営面積> 80a	<資本装備> ・ 農用自動車（軽） 660cc ・ 耕耘機 9.5ps ・ 管理機（5ps ガソリン） ・ 動力噴霧器セット 4ps ・ 汲水ポンプ 3.5ps	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・ 青色申告の実施	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
野菜	＜作付面積等＞ ニンジン 90a 甘しょ 250a ＜経営面積＞ 340a	＜資本装備＞ ・農用自動車（軽） 660cc ・耕耘機 9.5ps ・管理機 5ps ガソリン ・動力噴霧器セット 4ps ・揚水ポンプ 3.5ps	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
果樹	＜作付面積等＞ マンゴ 30a パパイヤ 30a ＜経営面積＞ 60a	＜資本装備＞ ・農用自動車（軽） 660cc ・耕耘機 9.5ps ・管理機 5ps ガソリン ・動力噴霧器セット 4ps ・揚水ポンプ 3.5ps	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
	＜作付面積等＞ 温州みかん 60a タンカン 120a ＜経営面積＞ 180a	＜資本装備＞ ・動力噴霧器セット 4ps ・草刈機 1ps 肩掛け式 ・トラック 1 t ＜その他＞ ・一部労働時間の延長、雇用労働力の確保	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
	＜作付面積等＞ マンゴ 40a ＜経営面積＞ 40a	＜資本装備＞ ・農用自動車（軽） 660cc ・管理機 5ps ガソリン ・動力噴霧器セット 4ps ・揚水ポンプ 3.5ps	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
花 き	<作付面積等> 小 菊 50a 輪 菊 15a <経営面積> 65a	<資本装備> ・電照施設 ・農用自動車 軽 660cc ・耕耘機 9.5ps ・管理機 5ps ・動力噴霧器セット 4ps ・揚水ポンプ 3.5ps ・選別機 ・スプリンクラー ・結束機 ・出荷場	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
	<作付面積等> 小 菊 70a <経営面積> 70a	<資本装備> ・電照施設 ・農用自動車 軽 660cc ・耕耘機 9.5ps ・管理機 5ps ・動力噴霧器セット 4ps ・揚水ポンプ 3.5ps ・選別機 ・スプリンクラー ・結束機 ・出荷場	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
	<作付面積等> 洋 蘭 40a <経営面積> 40a	<資本装備> ・農用自動車 軽 660cc ・動力噴霧器セット 4ps ・揚水ポンプ 3.5ps	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
養豚 (繁殖一貫)	<作付面積等> 施設等 25a <飼養頭数> 種雌豚 40 頭 <経営面積> 25a	<資本装備> ・ 農用自動車 2,000cc ・ 動力噴霧器セツ 4ps ・ ダクトファン (2 台) ・ 自動給餌機 (2 基) ・ スクレッパ (2 基) ・ 給餌器 (26 個) ・ 糞尿処理設備 ・ 繁殖豚舎 (296 m²) ・ 肥育豚舎 (256 m²) ・ 堆肥舎 (34 m²) ・ ストール (39 台) ・ 分娩ゲージ (10 台 V) ・ 子豚ゲージ (15 台) <その他> ・ 飼料タンクについては飼料販売業者負担とする。 ・ 糞尿処理設備は 2 戸共有とする。	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・ 青色申告の実施	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

〔組織経営体〕

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
さとうきび (主たる従事者3人)	<作付面積等> さとうき 1,400a 作業受託 2,500a <経営面積> 2,025a	<資本装備> ・農用車(軽)×3台 ・動力噴霧器セット 4ps ・大型トラクター ・プラウ・ロータリー ・施肥機付サブソイラ ・プラウタ ・ブームスプレヤー ・ブルトラ(15ps) ・ブルトラ用散布機 ・小型ハーベスタ <その他> ・周辺農家の耕起・粹土・植付・収穫について受託 ・受託面積は基幹作業数で除した面積を経営面積とした	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

(注)

- 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域その他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの(例えば、農事組合法人、有限会社その他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)
- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

■意向調査結果

以下には、農業振興ビジョンに関する意向調査結果の主要な質問の結果を示しました。

意向調査結果の全てについては、別途、取りまとめています。

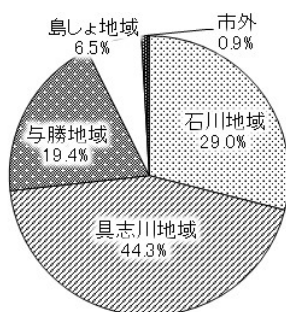
〔農家世帯〕

実施概要

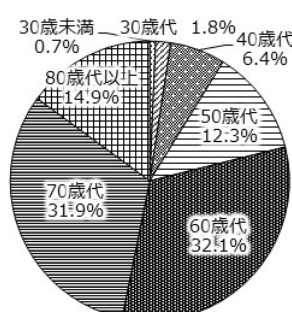
実施期間	平成 27 年 11 月 6 日～12 月 7 日
対 象 者	農家世帯 1205 世帯
実施方法	郵送での配布・回収による無記名アンケート形式
回 収 数	464 サンプル(回収率:38.5%)

集計結果(単純集計・全体)

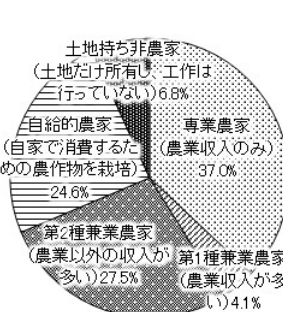
Q1：営んでいる地域



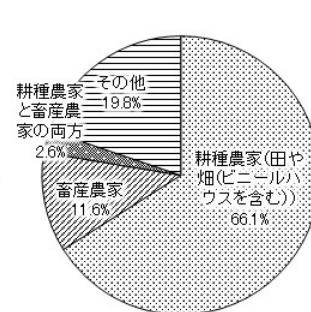
Q3：年齢



Q5：農業形態



Q6：農業の種類



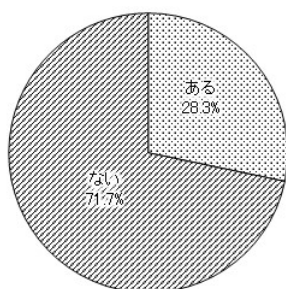
Q8-1：耕作農地（草地含む）面積

	回答数	構成比
300坪未満	38	11.8%
301～900坪	97	30.2%
901～1,500坪	83	25.9%
1,501～3,000坪	56	17.4%
3,001～4,500坪	17	5.3%
4,501～6,000坪	7	2.2%
6,001～9,000坪	6	1.9%
9,001～15,000坪	9	2.8%
15,001～30,000坪	5	1.6%
30,001～60,000坪	2	0.6%
60,001坪以上	1	0.3%
無回答	143	-
計	464	100.0%

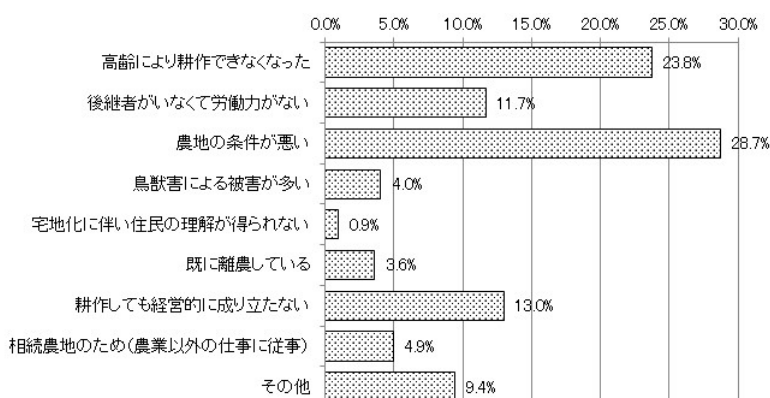
作業委託による耕作面積

	回答数	構成比
300坪未満	23	23.2%
301～900坪	30	30.3%
901～1,500坪	17	17.2%
1,501～3,000坪	17	17.2%
3,001～4,500坪	7	7.1%
4,501～6,000坪	0	0.0%
6,001～9,000坪	0	0.0%
9,001～15,000坪	4	4.0%
15,001～30,000坪	1	1.0%
30,001～60,000坪	0	0.0%
60,001坪以上	0	0.0%
無回答	365	-
計	464	100.0%

Q9-1：有休農地の有無

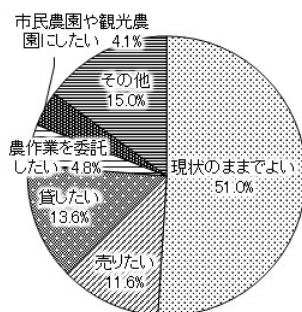


Q9-2：耕作していない理由



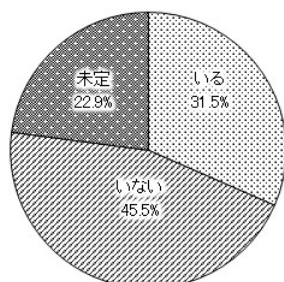
Q9-3：耕作していない

農地の考え

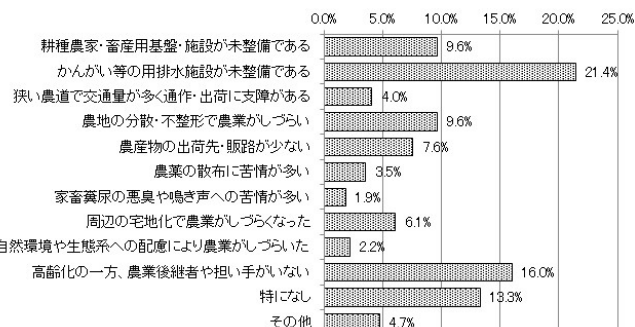


Q11：後継者（予定者）

を含む

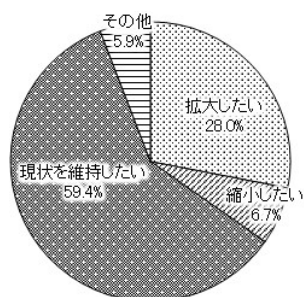


Q14：営農していく上で困っていること

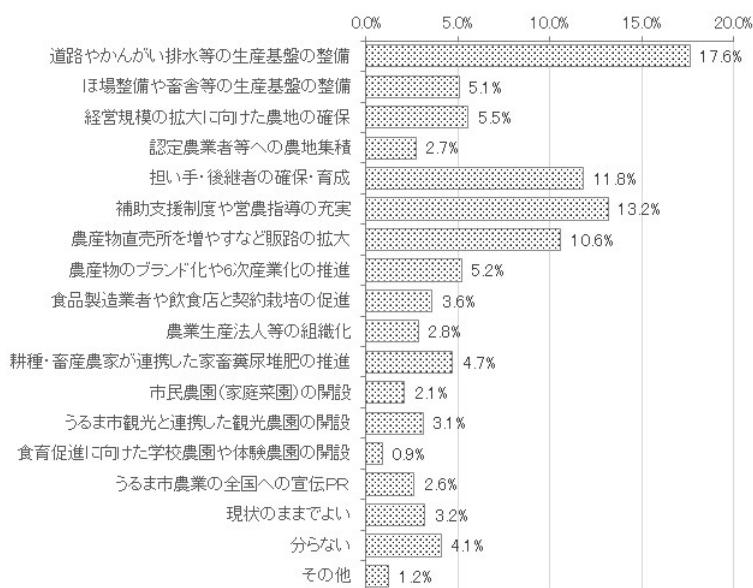


Q17：10年後の

経営規模の考え

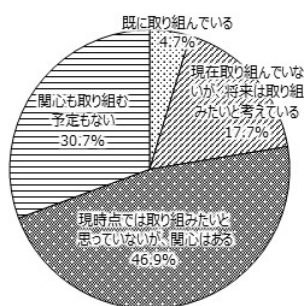


Q19：農業の振興で、今後必要な取り組み

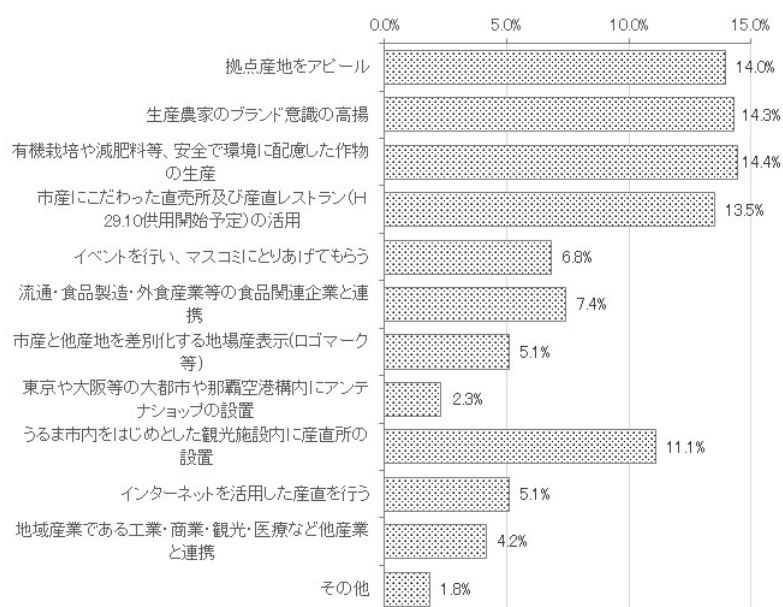


Q20：6次産業化への

取組状況

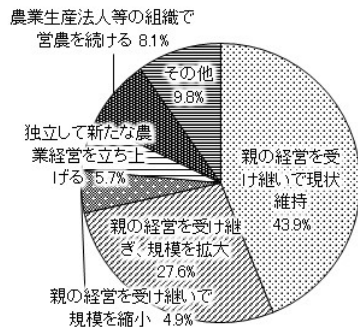


Q21：ブランド・特産化のために必要な取り組み

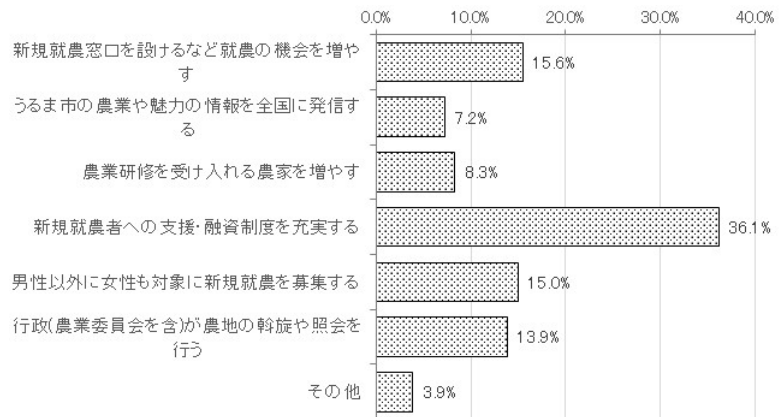


集計結果(単純集計・農業後継者)

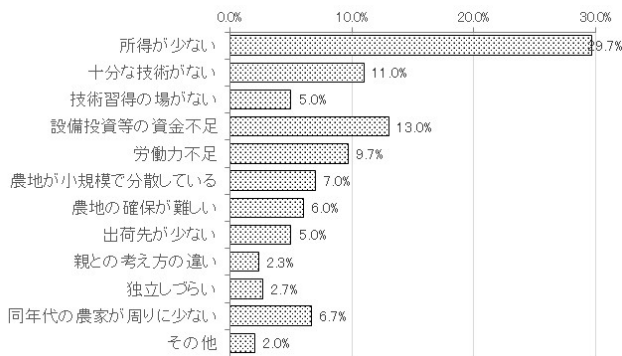
Q31：将来に望む農業経営



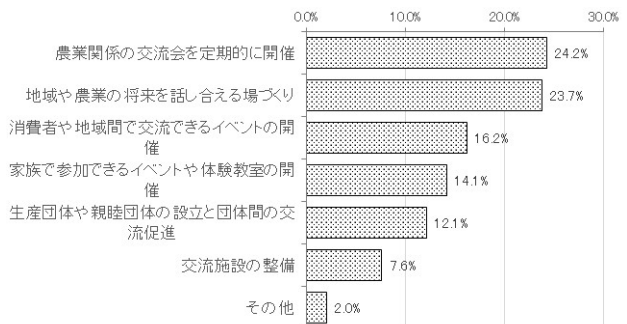
Q32：新規就農者を増やすために必要なこと



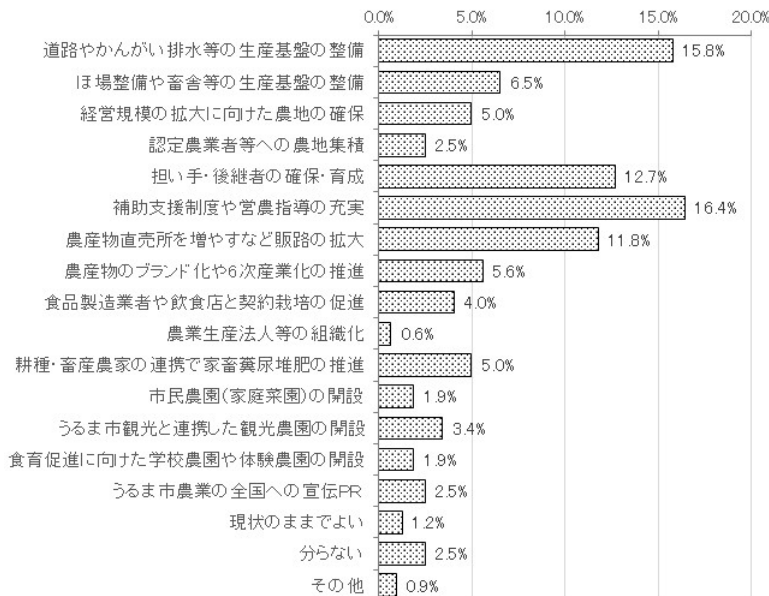
Q33：営農上での問題や悩み



Q34：住民や他農家とのコミュニティに必要なこと

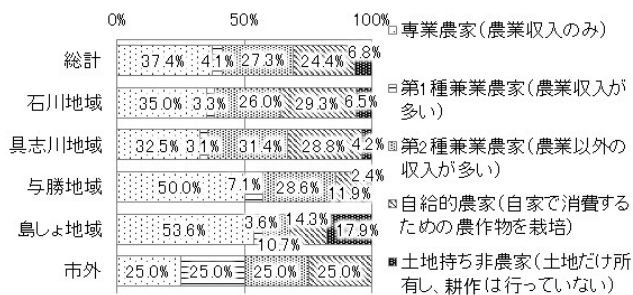


Q35：うるま市の農業振興を図っていく上で必要なこと

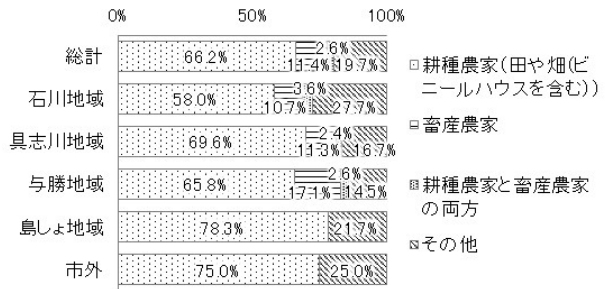


集計結果(クロス集計・全体)

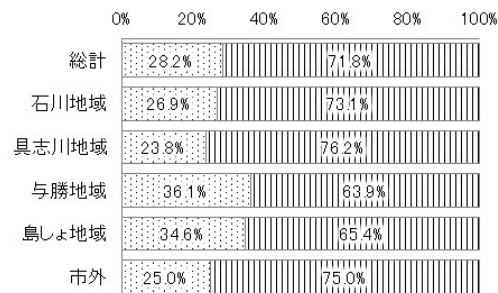
Q1 営んでいる地域×Q5 農業形態



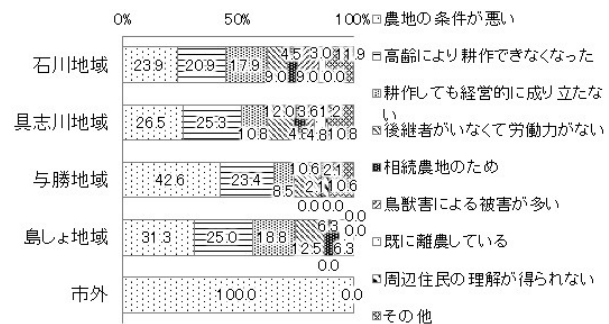
Q1 営んでいる地域×Q6 農業の種類



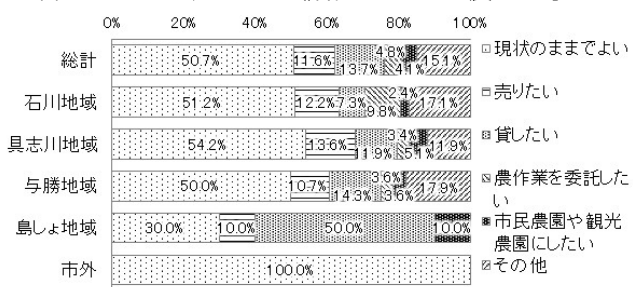
Q1 営んでいる地域×Q9-1 遊休農地の有無



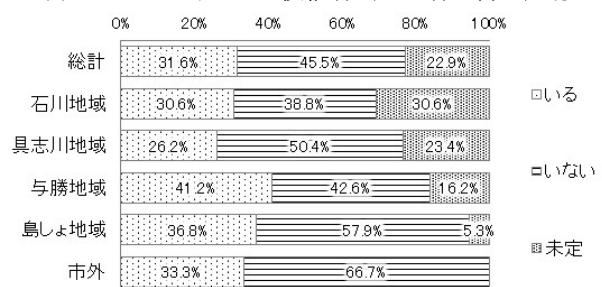
Q1 営んでいる地域×Q9-2 耕作していない理由



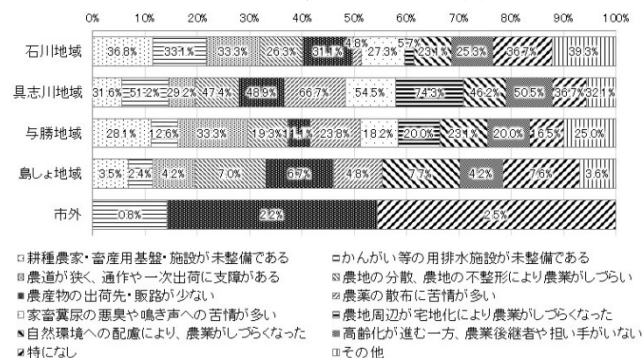
Q1 営んでいる地域×Q9-3 耕作していない農地の考え



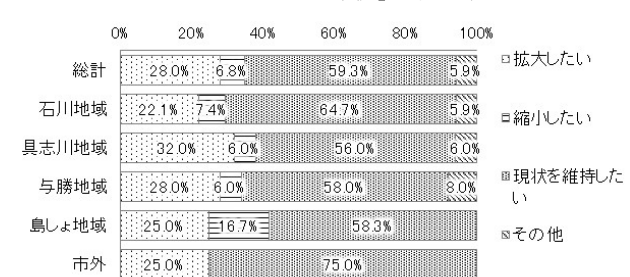
Q1 営んでいる地域×Q11 後継者(予定者を含む)の有無



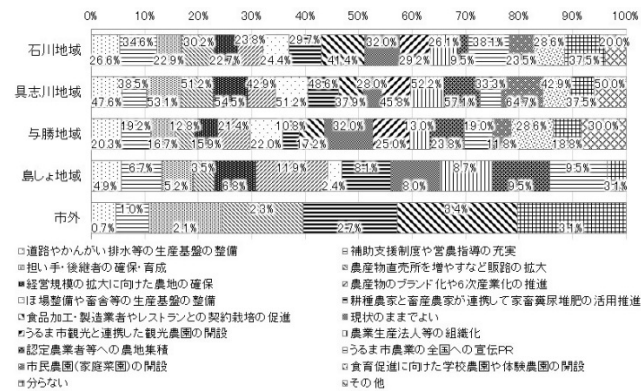
Q1 営んでいる地域×Q14 営農していく上で困っていること



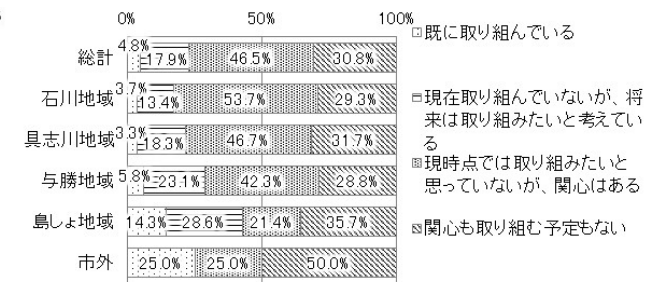
Q1 営んでいる地域×Q17「10年後」の経営規模の考え



Q1 営んでいる地域×Q19 農業振興で必要な取り組み

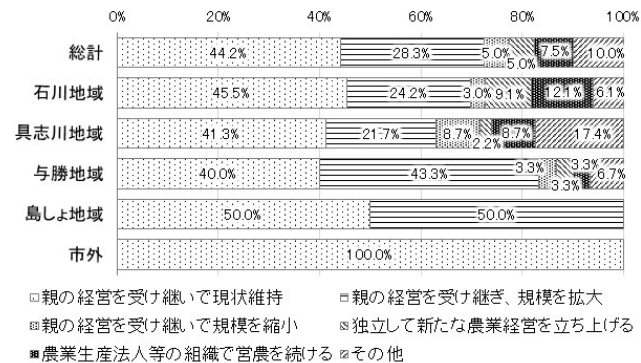


Q1 営んでいる地域×Q20_6 次産業化への取組状況

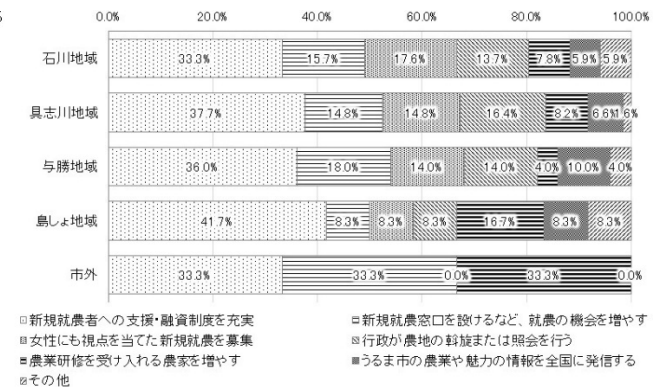


集計結果(クロス集計・農業後継者)

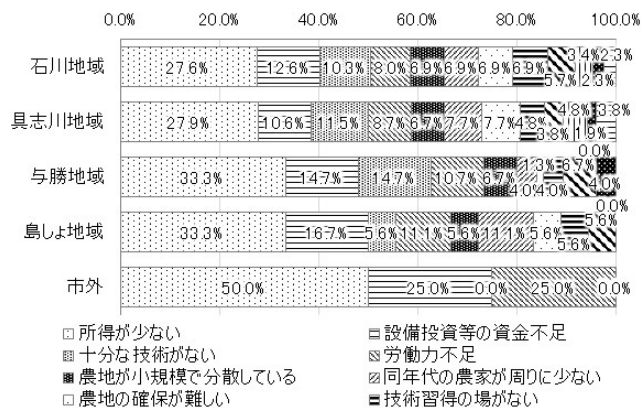
Q1 営んでいる地域×Q31 将来に望む農業経営



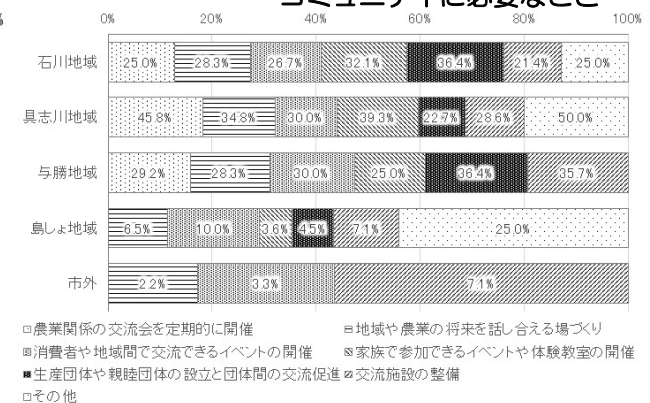
Q1 営んでいる地域× Q32 新規就農者を増やすために必要なこと



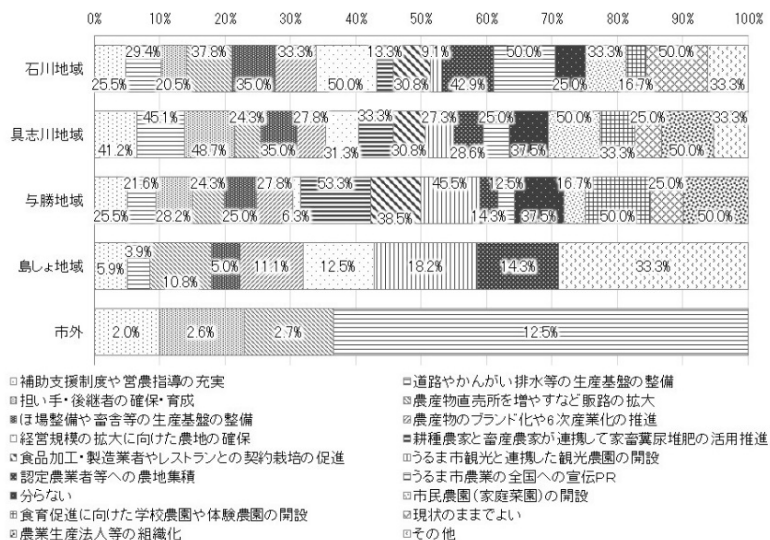
Q1 営んでいる地域×Q33 営農上での問題や悩み



Q1 営んでいる地域×Q34 住民や他農家とのコミュニティに必要なこと



Q1 営んでいる地域 × Q35 うるま市の農業振興を図っていく上で必要なこと



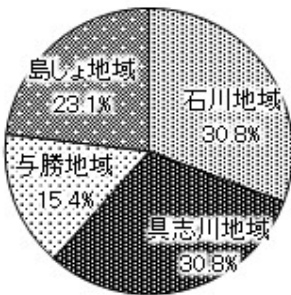
〔農業生産法人〕

実施概要

実施期間	平成 27 年 11 月 6 日～12 月 7 日
対 象 者	農業生産法人 23 法人
実施方法	郵送での配布・回収によるアンケート形式
回 収 数	14 件(60.9%)

集計結果(単純集計・全体)

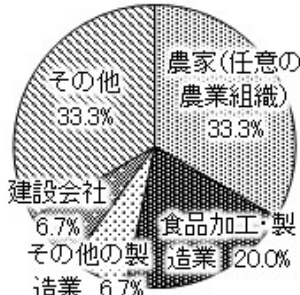
Q1：営んでいる地域



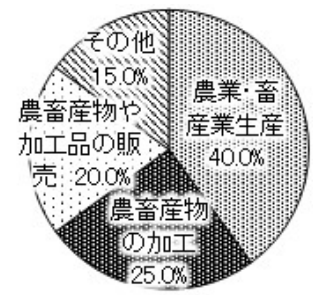
Q2：経営形態



Q6：法人前の経営形態



Q7：法人の事業内容



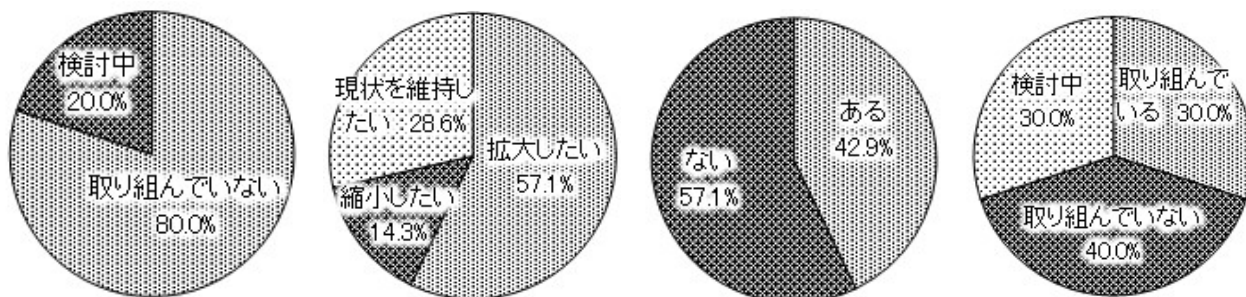
Q8：経営耕地面積

内容	回答数	構成比
300 坪未満	1	16.7%
301～900 坪	0	0.0%
901～1,500 坪	0	0.0%
1,501～3,000 坪	2	33.3%
3,001～4,500 坪	1	16.7%
4,501～6,000 坪	1	16.7%
6,001～9,000 坪	0	0.0%
9,001～15,000 坪	1	16.7%
15,001～30,000 坪	0	0.0%
30,001～60,000 坪	0	0.0%
60,001 坪以上	0	0.0%
無回答	8	-
計	14	100.0%

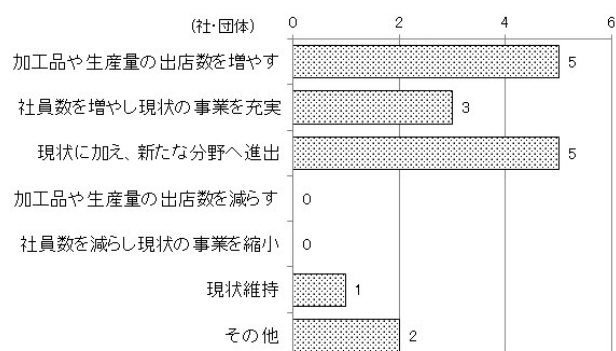
作業委託による耕作面積

内容	回答数	構成比
300 坪未満	1	100.0%
301～900 坪	0	0.0%
901～1,500 坪	0	0.0%
1,501～3,000 坪	0	0.0%
3,001～4,500 坪	0	0.0%
4,501～6,000 坪	0	0.0%
6,001～9,000 坪	0	0.0%
9,001～15,000 坪	0	0.0%
15,001～30,000 坪	0	0.0%
30,001～60,000 坪	0	0.0%
60,001 坪以上	0	0.0%
無回答	13	-
計	14	100.0%

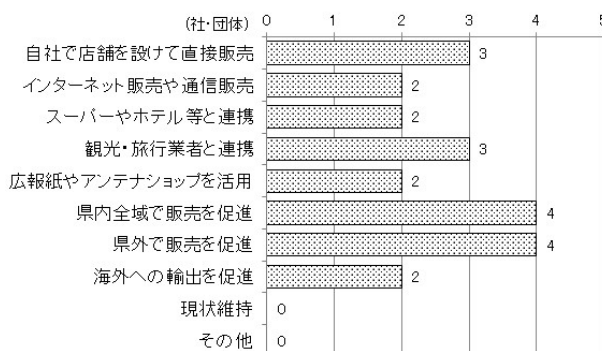
Q10-1：契約栽培取り組み Q11：10年後の経営規模 Q16：安定収益が得られる農作物 Q22-1：農家との契約栽培



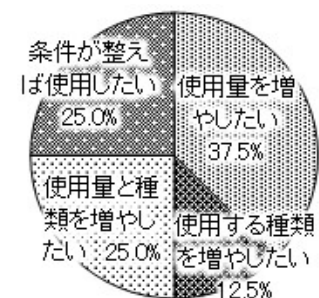
Q23-1：10年後の経営の考え



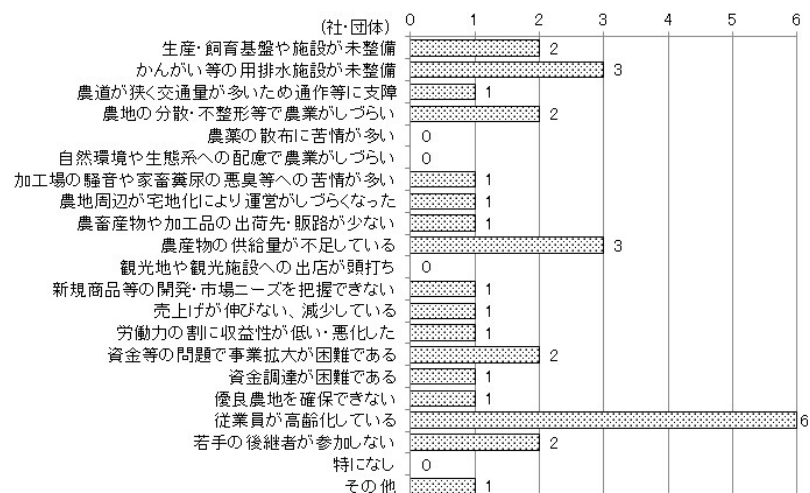
Q23-2：販路拡大や売上増大に向けた今後の取り組み



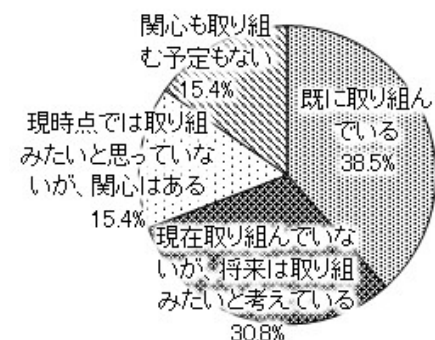
Q24：今後の市産農産物への意向



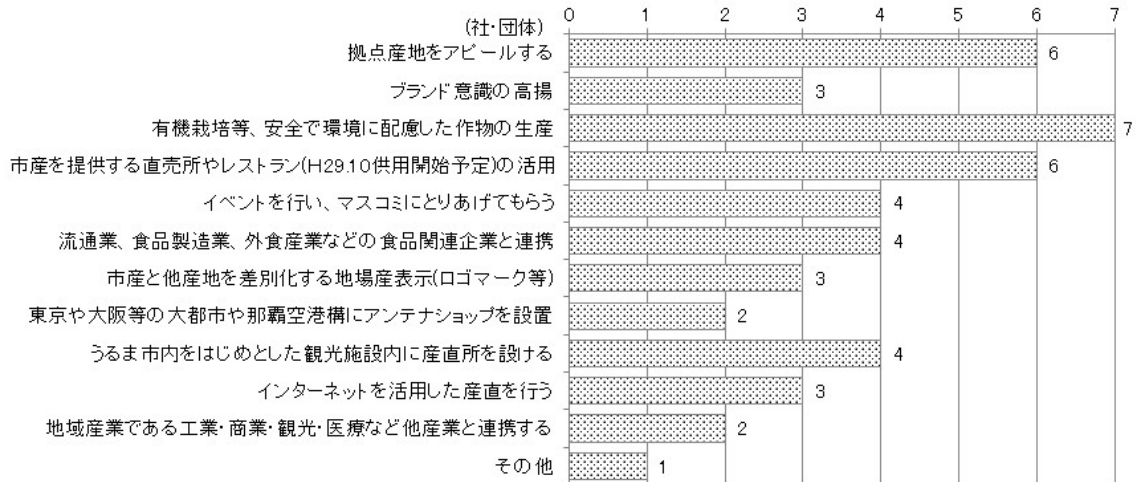
Q25：農業経営上の課題



Q26：6次産業化等への取り組み状況



Q27：ブランド化・特産化のために必要な取組み



Q28：農業振興に必要な取組み



■策定委員会等開催

《策定委員会等開催経過》

会議名	日時・場所	議事	開催風景
第1回庁内 プロジェクト チーム会議	○平成28年1月25日 10時～12時 石川庁舎2階会議室	・アンケート中間報告 ・ワーキンググループ 作業	
第1回策定委員会	○平成28年2月12日 14時～16時 新庁舎3階大講堂	・ビジョン策定までの経緯とビジョンについて ・うるま市農業の現状と課題（調査報告）	
第1回品目別 検討会	○平成28年3月14日 ・畜産：13時～15時 新庁舎3階大講堂 ○平成28年3月15日 ・甘しょ、人参： 9時30分～11時30分 津堅島離島振興 総合センター ○平成28年3月16日 ・野菜、果樹： 13時～15時 新庁舎3階大講堂 ○平成28年3月17日 ・サトウキビ： 13時～15時 新庁舎3階大講堂 ○平成28年3月18日 ・花き：19時～21時 新庁舎3階大講堂	・品目別の課題の明確化 ・将来の農業の在り方 ・農業振興に向けた地域の強み	
第2回庁内 プロジェクト チーム会議	○平成28年4月20日 14時～16時 石川庁舎2階会議室	・目指す方向への意見交換	

会議名	日時・場所	議事	開催風景
第2回策定委員会	○平成28年5月16日 10時～12時 新庁舎3階大講堂	・うるま市農業振興ビジョン基本構想（案）について	
第1回地区別 検討会	○平成28年9月20日 ・石川：10時～12時 J A石川支店 ・具志川：14時～16時 J A具志川支店 ○平成28年9月23日 ・勝連、津堅：10時～12時 J A勝連支店 ・与那城：13時30分～15時30分 庁舎西棟1階会議室	・実情に合った施策となっているか ・事務局案以外に必要な施策	
第2回品目別 検討会	○平成28年10月12日 ・畜産、サトウキビ、果樹：14時～16時 新庁舎3階大講堂 ○平成28年10月13日 ・花き、野菜：14時～16時 新庁舎3階大講堂	・農業の課題、将来像、強みの確認 ・必要な支援策 ・施策の優先度	
第3回庁内 プロジェクト チーム会議	○平成28年11月7日 10時～12時 庁舎西棟2階会議室	・地区別、品目別の課題、目指す方向、施策について ・各課で協力・連携等できる施策	
第3回策定委員会	○平成28年11月28日 10時～12時 うるま市健康福祉センター 2階第二交流室	・農業振興ビジョン基本計画（案）について	

会議名	日時・場所	議事	開催風景
第2回地区別 検討会	○平成29年1月18日 ・石川： 19時～20時30分 石川保健相談 センター ○平成29年1月19日 ・具志川： 19時～20時10分 うるま市健康 福祉センター 3階大会議室 ○平成29年1月20日 ・津堅島： 13時～14時20分 津堅島離島振興 総合センター ・与那城： 19時～20時40分 シビックセンター	・地区別振興方向について	
第4回庁内 プロジェクト チーム会議	○平成29年2月24日 10時～12時 庁舎西棟1階会議室	・農業振興ビジョン基本 計画（案）について	
第4回策定委員会	○平成29年3月16日 14時～15時30分 うるま市いちゅい 具志川じんぶん館 1階大研修室	・農業振興ビジョン について	
担い手検討会	○平成29年3月17日 14時～16時20分 庁舎西棟1階会議室	・うるま市農業で考えて いること	

《策定委員会委員名簿》

役職	氏 名	役 職
委員長	山口 榮勝	うるま市農業委員会 会長
副委員長	阿嘉 良勝	J Aおきなわ中部地区営農振興センター センター長
	内藤 重之	琉球大学 農学部 教授
	眞川 俊治	J Aおきなわ勝連支店 支店長
	瑞慶山 良雄	中部地区和牛改良組合 組合長
	新垣 壮大	うるま市商工会 会長
	伊佐 盛男	一般社団法人 うるま市観光物産協会 理事長
	兼堅 初子	与勝地下ダム受益者代表
	兼城 はるみ	与那城土地改良連合会
	石川 俊男	うるま市石川土地改良事務連合会
	金城 和子	うるま市農漁村生活研究会
	伊波 善弘	J Aおきなわ石川支店 園芸部会
	諸見里 安和	農事組合法人 グァバ生産組合 代表理事
	中村 薫	うるま未来プロジェクトグループ 代表
	仲松 勉	指導農業士
	国吉 千景	女性農業士
	金城 恵美子	女性農業士
	篠原 辰明	株式会社 食のかけはしカンパニー 代表取締役
	比嘉 民子	農業生産法人 有限会社 みやの 代表取締役

《庁内プロジェクトチーム名簿》

部	課	係
経済部	農水産整備課	整備係
		計画係
		水産係
	商工観光課	商工係
		観光係
	企業立地雇用推進課	企業立地係
		雇用推進係
	農政課	
	うるま市農業委員会	

《策定委員会規則》

うるま市農業振興ビジョン策定委員会規則

平成27年12月25日

規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、うるま市附属機関設置条例（平成17年うるま市条例第19号）第3条の規定に基づき、うるま市農業振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、うるま市農業振興ビジョンの策定について、必要な事項を調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 農業団体の役職員
- (3) 商工関係団体の役職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からビジョン策定の日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名するものがその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、必要に応じて外部の者を委員会に出席させることができるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経済部農政課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

うるま市農業振興ビジョン

発行日 平成29年3月

発 行 うるま市

編 集 経済部農政課

《お問い合わせ》

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

電話／098-923-7607

<http://www.city.uruma.lg.jp/>

